

企業倫理・コンプライアンスに関する行動指針

この企業倫理・コンプライアンスに関する行動指針は、当社グループが事業活動を展開していくにあたり、マネックスグループ行動規範に基づき、法令・諸規則を遵守し、倫理的な行動を追求するという観点から、当社グループの役員及び従業員（名称の如何に関わらず当社グループの業務に従事する者の全てを含む。以下、総称して「役職員」という。）の具体的な行動指針を定めるものである。

（法令の遵守等）

役職員は、業務の遂行にあたり、事業を展開する関係各国・地域で適用される法令や金融商品取引所等の自主規制機関の諸規則につき、これらの趣旨及び内容の理解に努め、遵守しなければならない。また、外国の法令に関しては、その域外適用にも留意しなければならない。

また、役職員ひとりひとりが生活する地域社会において、よき市民として法令・諸規則を遵守しなければならない。

役職員は、様々な事案を判断・実行するにあたっては、倫理的に行動しなければならない。

（コンプライアンス体制の整備）

役職員は、常により次元の高いコンプライアンスを目指し、その体制整備に努めなければならない。

（不当な差別の禁止）

役職員は、人種、国籍、信条、宗教、障がい、門地、性別、性的指向、性自認、年齢、健康状態等に基づく不当な差別を一切行ってはならない。また、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の職務上の地位を濫用した不当な行為を一切行ってはならない。

（秘密の保持等）

役職員は、業務上知り得たお客様及び取引先に関する情報、並びに役職員に関する情報等を、本来の目的以外に使用してはならず、また、秘密ないし未公表のかかる情報を外部に漏洩してはならない。

（会社財産）

役職員は、会社財産の適切な利用及び保持に努めなければならない、これを自ら又は第三者のために使用してはならない。

(適切な財務・会計処理)

役職員は、財務・会計処理を適切に行わなければならない。

(腐敗防止)

役職員は、直接又は間接を問わず、公務員又は公務員に準ずる者に対して賄賂を供与、申し込み又は約束してはならず、取引先等と不適切な関係を有してはならない。また、役職員は、適法かつ社会通念上適切なものと許容されるべきものを除き、社外の者との間において接待その他の利益の供与及び受領を行ってはならない。さらに、寄付や政治献金などを行う場合には、適法かつ社会通念上適切なものとして行われるように注意を払い、汚職の排除に努めると共に、インサイダー取引やマネーロンダリング行為の防止にも取組まなくてはならない。

(反社会的勢力との関係遮断)

役職員は、暴力団その他の反社会的勢力と一切関係を持ってはならない。

(違反)

この企業倫理・コンプライアンスに関する行動指針に違反するなど、コンプライアンスに反する行為を行った役職員は、就業規則その他の雇用関係を規律する規則にしたがい懲戒処分その他の処分の対象になり得るのみならず、法令に抵触する場合には法的責任を追及されることがあることを認識しなければならない。

(違反行為等の報告と不利益取扱の禁止)

役職員は、コンプライアンスに反する、又はそのおそれがある事態・状況を認知した場合には、上長や担当役員、所属する会社のコンプライアンス担当部門や代表者に直接、又は必要に応じて匿名でも利用可能な「内部相談・通報窓口」も活用しながら、速やかにその旨を連絡・報告しなければならない。これらの連絡・報告がなされた場合には、役職員は、当社グループ各社の求めに応じ、違反行為の有無の調査に協力し、違反行為の未然防止や是正に努めるものとする。また、役職員は、こうした連絡・報告を行った者に対して、当該連絡・報告を行ったことを理由として不利益な取扱をしてはならない。

以上

(2012年1月17日 制定)

(2020年5月24日 改定)

(2023年2月10日 改定)

(2023年12月27日 改定)